給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２３年（再ロ）第５号
北九州市小倉南区下吉田３丁目７番25号
再生債務者　末松　雄二
１　意見聴取に付する再生計画案　平成23年９月16日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成23年10月17日まで
平成23年９月26日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（再ロ）第３号
兵庫県高砂市百合丘３番17―２号
再生債務者　佐々木正博
１　意見聴取に付する再生計画案　平成23年９月21日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成23年10月24日まで
平成23年９月26日　神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（再ロ）第２号
山口県宇部市開１丁目７番10―502号
再生債務者　中村　昭浩
１　意見聴取に付する再生計画案　平成23年９月16日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成23年10月24日まで
平成23年９月26日　山口地方裁判所宇部支部

平成２３年（再ロ）第３号
山口県宇部市大字小串935番地
再生債務者　阿部　素久
１　意見聴取に付する再生計画案　平成23年９月22日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成23年10月24日まで
平成23年９月26日　山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（再ロ）第２０号
高知県南国市下野田606番地の１
再生債務者　種田　俊幸
１　意見聴取に付する再生計画案　平成23年９月21日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成23年10月24日まで
平成23年９月26日
高知地方裁判所民事部個人再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２３年（再ロ）第１００２６号
東京都中野区東中野２―14―21―324
再生債務者　渡邉　直哉
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年９月14日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年９月20日
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再ロ）第１１号
神戸市長田区上池田５丁目６番９―106号
再生債務者　永島孝次郎
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年９月14日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年９月21日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２３年（再ロ）第２号
千葉市稲毛区小中台町488番地の１　稲毛スカイタウン８棟407号
再生債務者　大島　邦明
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年９月16日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年９月20日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（再ロ）第３号
埼玉県富士見市水谷東３丁目45番14―119号
再生債務者　小泉　潤一
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年９月20日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年９月21日
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（再ロ）第１号
富山市布瀬町南２丁目４番地１　県営住宅３棟301号
再生債務者　植野　孝一
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年９月20日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年９月22日　富山地方裁判所

平成２３年（再ロ）第５４号
大阪市生野区田島３丁目１番５号
再生債務者　森里　尚司
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年９月20日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年９月22日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（再ロ）第１号
島根県安来市広瀬町広瀬1800番地１
再生債務者　岩田　一則
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年９月20日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年９月21日　松江地方裁判所民事部

平成２３年（再ロ）第４号
北海道旭川市旭神２条３丁目１番１号
再生債務者　高屋　亮子
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年９月21日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年９月22日　旭川地方裁判所民事部

給与所得者等再生による再生計画取消

平成１９年（再ロ）第２７号
佐賀県神埼市吉野ヶ里町吉田44番地31
再生債務者　光武　学
１　主文　本件再生計画を取り消す。
２　理由の要旨　平成20年３月27日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成23年９月16日
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２０年（再ロ）第４号
佐賀市神野西３丁目14番47号
再生債務者　家中　幸一
１　主文　本件再生計画を取り消す。
２　理由の要旨　平成20年８月11日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成23年９月16日
佐賀地方裁判所民事部破産係

給与所得者等再生による変更再生計画認可

平成２０年（再ロ）第５２号
京都市中京区壬生松原町６番地の51
再生債務者　文字　修
１　主文　本件変更再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年９月２日までの意見聴取期間が経過した変更再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年９月21日
京都地方裁判所第５民事部

外国倒産処理手続の承認及び強制執行等禁止命令

平成２３年（承）第４号
大韓民国釜山広域市中区中央洞４街19三湖中央ビル６階
債務者　三湖海運株式会社
代表者管理人　シン・ヨンジュ
１　決定年月日時　平成23年９月21日午後１時
２　主文
⑴　債務者について大韓民国釜山地方裁判所において平成23年５月31日に開始された大韓民国の債務者回生及び破産に関する法律における回生手続（同裁判所事件番号2011フェ合18回生）を承認する。
⑵　すべての債権者は、債務者の財産に対する強制執行、仮差押え又は仮処分の手続（ただし⑴で承認の決定をした外国倒産手続において弁済が禁止されていない債権に基づくものを除く。）をしてはならない。
平成23年９月21日
東京地方裁判所民事第８部

厚生年金基金変更公告

神奈川県管工事業厚生年金基金の事務所の所在地に変更があったので、厚生年金法第116条及び厚生年金基金令第４条の規定により次のように公告する。
１．新事務所の所在地　横浜市中区扇町１丁目２番の１
２．旧事務所の所在地　横浜市中区海岸通り４丁目18番
３．変更年月日　平成23年９月26日
平成 23 年 10 月４日
神奈川県管工事業厚生年金基金